

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街及び地域商業の活性化を図ることを目的に、商店街団体が行う事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街 商店街団体が活動している地域をいう。

(2) 商店街団体 海老名市内に存する次に掲げるものをいう。

ア 商店会（一定の区域において近接する5店舗以上の店舗により構成され、総会等で決定した事業計画に基づき、継続して共同の商業活動を行っている任意の団体をいう。）

イ 実行委員会（5店舗以上の店舗により構成され、補助対象事業を行う任意の団体をいう。）

ウ 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合であって、小売業又はサービス業に属する事業を営む者によって構成されている組合をいう。）

エ 連携NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に基づく特定非営利活動法人であって、アに掲げる団体と連携する団体をいう。）

オ 複数商店会による団体（異なる商店会にそれぞれ属する2店舗以上の店舗で構成され、補助対象事業を行う任意の団体をいう。）

カ アからオまでに掲げる団体のほか、これに相当するものとして市長が認める団体

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、第2条第1項第2号アからカまでのいずれかに該当する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税の納税義務者である団体については、納期限の到来した海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税に未納がある場合は対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 販売促進・集客力向上事業（販売促進及び集客力向上が伴うイベント等の事業をいう。）

(2) 商店街運営改善事業（商店街の活性化に関する事業計画の策定、講習会、研修会等の開催、調査又は研究事業をいう。）

(3) 地域コミュニティ活性化事業（地域コミュニティを活性化するための事業をいう。）

(4) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金等又は海老名商工会議所の補助金等を受ける場合は補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は他市の補助金等を受ける場合は補助対象経費の総額から当該補助金等の額を差し引く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は20万円とする。

2 補助対象団体に市外の構成員が含まれる場合の補助金の額は、前項の規定により

算出した額に、当該団体を構成している市内の店舗数を当該団体を構成している全体の店舗数で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 前各項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業着手前に、海老名市ががんばる商店街応援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の構成員名簿（申請者が連携NPO法人にあっては、連携する団体の構成員名簿を含む。）
- (4) 団体の会則
- (5) 納税証明書又は市税納付状況調査同意書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する交付申請は1団体につき同一年度において1回のみとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ海老名市ががんばる商店街応援事業補助金事前着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否について決定し、海老名市ががんばる商店街応援事業補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた後において、補助対象事業を変更又は中止しようとするとき

は、速やかに海老名市がんばる商店街応援事業補助金変更・中止承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止の適否について決定し、海老名市がんばる商店街応援事業補助金変更・中止承認・不承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（状況調査等）

第10条 市長は、必要と認めたときは、補助対象事業の遂行に関して補助事業者に対し報告を求め、又は状況を調査することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、海老名市がんばる商店街応援事業補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） 領収書等補助対象経費の支払が確認できる書類

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市がんばる商店街応援事業補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付請求書（第9号様式）により、当該補助金を市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、海老名市がんばる商店街応援事業補助金返還通知書（第11号様式。以下「返還通知書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、返還通知書に記載のある返還期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(令和 6 年度における補助金の交付申請に係る特例)

2 令和 6 年度における第 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 回のみ」とあるのは、「2 回まで」とする。

《平成 30 年 4 月 1 日・制定》

《令和 3 年 7 月 1 日・一部改正》

《令和 4 年 8 月 1 日・一部改正》

《令和 5 年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 5 年 5 月 1 日・一部改正》

《令和 6 年 4 月 1 日・一部改正》

年 月 日

海老名市長 殿

住 所
 名 称
 代表者職・氏名
 電 話 番 号

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付申請書

海老名市がんばる商店街応援事業補助金について交付を受けたいので、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添付して申請します。

補助対象事業	☐ 販売促進・集客力向上事業 ☐ 商店街運営改善事業 ☐ 地域コミュニティ活性化事業 ☐ その他市長が認める事業
補助対象事業の内容	
補助対象事業着手予定日	年 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円
※申請者が連携NPO法人の場合、連携団体による証明	上記の事業を申請者と連携して実施します。 年 月 日 名 称 代表者職・氏名
添付資料 ※市長が認める場合は、添付書類を省略できる。	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 団体の構成員名簿（申請者が連携NPO法人にあっては、連携する団体の構成員名簿を含む。） (4) 団体の会則 (5) 納税証明書又は市税納付状況調査同意書 (6) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

名 称

代表者職・氏名

市税納付状況調査同意書

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付申請にあたり、海老名市市税条例第 3 条に規定する市税の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

名 称

代表者職・氏名

海老名市がんばる商店街応援事業補助金事前着手届

交付申請予定の次の事業について、補助金交付決定前に事業に着手しますので、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、届け出ます。なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

補助対象事業	☐ 販売促進・集客力向上事業 ☐ 商店街運営改善事業 ☐ 地域コミュニティ活性化事業 ☐ その他市長が認める事業
補助対象事業の内容	
補助対象事業着手予定日	年 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日
事前着手の理由	

第 号
年 月 日

殿

海老名市長

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海老名市がんばる商店街応援事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付する

（1）補助金額 円

（2）補助条件

- ①補助対象事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- ②この補助金を他の用途に使用し、又はその補助対象事業に関し補助金交付の決定内容、補助条件その他法令若しくはこれらに基づく市長の指示又は命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ③補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出するものとする。
- ④その他海老名市補助金等の交付に関する規則及び海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

2 交付しない

理由

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

名 称

代表者職・氏名

電 話 番 号

海老名市がんばる商店街応援事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた海老名市がんばる商店街
応援事業補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更・中止したいので、海老名市が
んばる商店街応援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、申請します。

変更又は中止の内容	
変更又は中止の理由	
変更又は中止年月日	年 月 日

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

殿

海老名市長

海老名市がんばる商店街応援事業補助金変更・中止承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった海老名市がんばる商店街応援事業補助金の変更・中止について、次のとおり決定しましたので、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

1 承認する

変更又は中止の内容	
変更又は中止の理由	
変更又は中止年月日	年 月 日

2 承認しない

理由

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

名 称

代表者職・氏名

電 話 番 号

海老名市がんばる商店街応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了しましたので、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添付して報告します。

1 補助対象事業の着手及び完了年月日

（1）着手年月日 年 月 日

（2）完了年月日 年 月 日

2 添付書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）領収書等補助対象経費の支払が確認できる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

殿

海老名市長

海老名市がんばる商店街応援事業補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した標記の補助金について、補助金の額を確定したので、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

1	補助対象経費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	差引額	円

第 9 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

名 称

代表者職・氏名

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付請求書

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名		預金種別	普通 当座
支店名		口座番号	
フリガナ			
名義人			

第 1 0 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

殿

海老名市長

海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した海老名市がんばる商店街応援事業補助金については、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、取り消しましたので通知します。

取消の内容	
取消の理由	

第 1 1 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

殿

海老名市長

海老名市がんばる商店街応援事業補助金返還通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した海老名市がんばる商店街応援事業補助金については、海老名市がんばる商店街応援事業補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 交付決定額 円

2 交付取消額 円

3 返還額 円

4 返還期限 年 月 日